

監査公表第19号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

23財第610号

平成23年6月27日

福島県監査委員 嶋原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
様

福島県知事 佐藤雄平 

平成22年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員公舎の管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
<p>[知事部局総務部]</p> <p>1 適切な財産管理について</p> <p>(1) 職員公舎規則等に基づく適正な事務手続きの実施</p> <p>ア 公舎台帳の整備、入居状況の報告等</p> <p>(イ) 入居状況の報告</p> <p>(改善又は検討を要する事項)</p> <p>職員公舎規則に基づく入居状況報告が漏れなく行われるよう、徹底する必要がある。また借上公舎についても同様である。</p> <p>3 入居料等について</p> <p>(3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収</p> <p>(改善又は検討を要する事項)</p> <p>公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p>	<p>・今後、職員公舎を有効かつ効率的に利用するため、年2回の入居状況報告が漏れなく行われるよう、文書による依頼を徹底し、さらに担当者間の連絡調整を密にするなど、適切に事務手続きを行い、公舎全体の状況把握に努めることとする。</p> <p>なお、平成23年度上期の入居状況報告は、7月1日時点で実施する。</p> <p>・職員公舎の駐車場については、国家公務員宿舎、県営住宅及び民間アパート居住者との公平性並びに適正な使用者負担の観点から、使用料の徴収について検討する必要があると考えている。</p> <p>については、検討するにあたっての判断材料とするため、駐車場の整備状況及び利用</p>

[知事部局]

4 有効かつ効率的な活用について

(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用

(改善又は検討を要する事項)

部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。

5 今後の公舎の在り方について

(2) 設置及び管理の在り方

ア 既存公舎の現状把握

(ア) 公舎の入居状況等の把握

(改善又は検討を要する事項)

部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。

[知事部局農林水産部、総務部]

5 今後の公舎の在り方について

(2) 設置及び管理の在り方

ア 既存公舎の現状把握

(エ) 特別公舎の現況

実態の把握に努めることとする。

・職員公舎の共同利用を円滑に推進するため、各部局及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換に努めている。

なお、有効活用の観点から、知事部局所管の公舎を他部局職員等に提供している。

また、土木部所管のダム管理公舎にあつては、平成23年度から運用される職員公舎共同利用・集約基本計画に準じて、順次、入居基準の改正に努めることとしたい。

・入居状況報告を各公舎管理者間で情報共有し、公舎全体の状況把握を行うとともに、職員公舎の共同利用を円滑に推進するため、各部局及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換に努めることとしている。

(改善又は検討を要する事項)

農業総合センターの特別公舎及び水産試験場相馬支場の特別公舎については、使用状況及び業務の状況を踏まえ、福島県職員公舎規則の規定の見直しを行う必要がある。

・職員公舎規則の見直しを行い、農業総合センター畜産研究所沼尻分場及び水産試験場相馬支場の特別公舎について、平成23年3月31日付けで指定を解除した。

監査公表第20号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県企業局長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

23企業第275号

平成23年7月11日


福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

様

福島県企業局長 斎藤隆 

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員公舎の管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
<p>[企業局]</p> <p>3 入居料等について</p> <p>(3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p> <p>4 有効かつ効率的な活用について</p> <p>(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p> <p>5 今後の公舎の在り方について</p> <p>(2) 設置及び管理の在り方</p> <p>ア 既存公舎の現状把握</p> <p>(ア) 公舎の入居状況等の把握 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。</p>	<p>・ 駐車場使用料の徴収については、現在検討しているところであるが、部局等の動向を踏まえた上で判断する。</p> <p>・ 現在、企業局管理の公舎においては、他部局等職員の入居を認めており、空室が出た場合はその情報を発信し、積極的に受け入れ、公舎を効率的に運営している。</p> <p>・ 今後も部局等に対し、引き続き空室情報を随時提供していく。</p>

監査公表第21号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

23病第293号

平成23年6月30日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

様

福島県病院事業管理者 高地英夫 

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員公舎の管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
<p>[病院局]</p> <p>3 入居料等について</p> <p>(3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。</p> <p>4 有効かつ効率的な活用について</p> <p>(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p> <p>5 今後の公舎の在り方について</p> <p>(2) 設置及び管理の在り方</p> <p>ア 既存公舎の現状把握</p> <p>(ア) 公舎の入居状況等の把握 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。</p>	<p>・各部局間で情報交換を図り、各部局の対応を参考に検討を進める。</p> <p>・各部局間及び各公舎管理者間での情報交換に努めるとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進めることとする。</p> <p>・入居状況等の情報集約及び分析に努め、有効活用の観点から各部局及び各公舎管理者に積極的に情報を提供していくこととする。</p>

監査公表第22号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

23教財第267号

平成23年6月30日

福島県監査委員 嶋原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
様

福島県教育委員会委員長 

行政監査に係る措置状況について（通知）

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありました行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員公舎の管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>[教育委員会]</p> <p>4 有効かつ効率的な活用について</p> <p>(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p>	<p>・職員公舎の相互利用については、各部局及び公舎管理者間で情報交換を図りながら、連携して進めてまいります。</p>

監査公表第23号

平成23年4月15日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年8月23日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

福公委（会）第1号

平成23年6月28日

福島県監査委員 嶋原吉之助

福島県監査委員 宗方保

福島県監査委員 野崎直実

福島県監査委員 高野宏之

様

福島県公安委員会委員長 高瀬 淳 

平成22年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成23年3月30日付け22福監第253号で報告のありました平成22年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成22年度行政監査の結果に係る措置状況

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>〔警察本部〕</p> <p>4 有効かつ効率的な活用について</p> <p>(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 (改善又は検討を要する事項)</p> <p>部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年1月に県財産管理課が中心となって関係部局の建物管理ワーキンググループを設置しており、このワーキンググループを活用して相互の公舎に関する積極的な情報交換に努めた結果、現在、警察本部の4所属5名が知事部局所管の公舎に入居している。